

別添 1 1 (「医療法人制度の運用について」(昭和 63 年健政発第 750 号)の一部改正)

改 正 後	現 行
<p>(削る)</p> <p>2 一人医師医療法人の設立にかかる手続き等            法第 8 条の規定に基づき届出をした診療所が医療法人を設立する場合の設立認可申請の提出書類については、次のように取扱うこととしたこと。</p> <p>(1) 規則第 31 条第 3 号に掲げる設立決議録については設立趣意書に代えるなど申請書類の簡素化を図らねたいこと。            (2) 規則第 31 条第 5 号については通知第一の 3 の(2)の②により取扱うこととされているので、今後とも留意されたいこと。            (3)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>1 一人医師医療法人の資産要件について</p> <p><u>(1) 医療法人の資産要件として、医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下、「規則」という。)第 30 条の 34 により、病院又は老人保健施設を開設する医療法人については、自己資本比率の要件を規定したところであるが、一人医師医療法人については、この要件は適用されないので留意されたいこと。</u></p> <p><u>(2) 新たに診療所を開設するために一人医師医療法人を設立する場合には、二か月分以上の運転資金を有していることが望ましいが、法第八条の規定に基づき届出をした診療所のうち相当期間経営実績が有る診療所が医療法人を設立する場合には適用がないこと。</u></p> <p><u>(3) 法第 8 条の規定に基づき届出をした診療所のうち相当期間経営実績が有る診療所が医療法人を設立する場合の設立の認可に当たって、出資金又は寄付金の額の基準等は、原則として適用しないこと。</u>  <u>ただし、診療所経営の継続性の観点からも医業未収金等は出資又は寄付することが望ましいこと。</u></p> <p><u>(4) 医療法人の土地、建物等については、通知第一の 1 の(5)及び昭和 61 年 12 月 22 日指第 44 号指導課長回答により取扱うこととされているので、今後とも十分留意されたいこと。</u></p> <p>2 一人医師医療法人の設立にかかる手続き等            法第 8 条の規定に基づき届出をした診療所のうち相当期間経営実績が有る診療所が医療法人を設立する場合の設立認可申請の提出書類については、次のように取扱うこととしたこと。</p> <p>(1) 規則第 31 条第 4 号に掲げる設立決議録については設立趣意書に代えるなど申請書類の簡素化を図らねたいこと。            (2) 規則第 31 条第 6 号については通知第一の 3 の(2)の②により取扱うこととされているので、今後とも留意されたいこと。            (3)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>